

株 主 各 位

大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社 **ハークスレイ**

代表取締役 大槻 哲也
社 長

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月18日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル 4階 紫苑の間
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第41期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額決定及び取締役等
に対するストックオプションとしての新株予約権発行の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hurxley.co.jp/kessan/index.html>）において掲載することにより、お知らせいたします。

◎本招集ご通知及び提供書面は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hurxley.co.jp/kessan/index.html>）にも掲載しております。

(提供書面)

事業報告

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年央に度重なる自然災害による影響を受けましたが、企業収益の改善を背景に雇用情勢や個人所得環境に改善が見られ、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら米中貿易摩擦等世界経済全体としては不透明な状況が続いております。当社グループが属する「食」の分野では、外食・中食をはじめとする他業種他業態との競争激化、人件費関連費用の上昇や、原材料価格の上昇といった状況が継続したほか、バイトテロをはじめ従業員の相次ぐ不祥事により食に対する安全性だけでなく、従業員の資質の向上も求められる環境が続いております。このような環境の中、持ち帰り弁当事業では、『ビジネスの中心に据えている『食に対する安心、安全への「こだわり」』に一層注力し、多様化する消費者のニーズにも対応できるように、商品開発、メニューのリニューアルを進め、研修等により店舗従業員の接客マナー向上に努めてまいりました。また、店舗委託事業においては積極的な新規出店・優良物件の仕入れ及び、不採算店の解約等による利益の向上を図り、店舗管理事業においては収益機会を増やすことに注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高459億52百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益8億78百万円（同18.8%増）、経常利益13億4百万円（同15.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億19百万円（同46.9%増）となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

イ. 持ち帰り弁当事業

持ち帰り弁当事業においては、地域の皆様の豊かな食生活に貢献する「わたしの街の台所」として、手作りによる家庭の温もり、まごころ、安心感をお届けする信頼の食を追求しております。当連結会計年度は「昼は

日替り・夜はミックス」のキャッチフレーズで、一日を通してほっかほっか亭への利用を促すPRを実行してまいりました。イメージキャラクターに漫才師の中川家を起用し、積極的に「ほっかほっか亭＝お母さんが手づくりするお弁当店」を訴求、さらにお客様とのコミュニケーションを密接にするべく、「ほっかポイントアプリ」をリリースし、毎月楽しんでいただけたる販促企画を行うことで、会員数を順調に伸ばし続けております。夏には手軽に食べられる「ほっかスナック」を展開し、夏のオードブルキャンペーン対象商品に加えることで前年以上の売上に貢献しました。10月には「日替りシリーズ」の累計販売1,000万食突破を記念し、おみそ汁のプレゼントを行いました。そして極厚ハンバーグミックスの投入やご好評いただいているピフテキミックスのリニューアルでミックスシリーズのご利用をより強固なものにし、日替りシリーズを含めほっかほっか亭の新たなメニューの柱としてお客様の支持を得る商品へと成長させることができました。年始には「得天丼」と「上天丼」を発売。お店で一つ一つ丁寧に揚げる天井シリーズは専門店にも負けないクオリティとバリューでたくさんのお客様に支持をいただきました。

この結果、持ち帰り弁当事業は、売上高182億2百万円（前年同期比4.4%減）、営業利益11億82百万円（同3.5%減）となりました。

ロ. 店舗委託事業

店舗委託事業においては、自社運営サイトである「店通(てんつう)」を通して飲食業界に対する当社ブランドの浸透と当社サービスへの信頼感の向上に取り組む一方、三大都市圏を中心に優良物件を積極的に仕入れ、不採算店舗の解約等による物件稼働率の向上を図り、利益の向上に努めてまいりました。また、既存ビルから飲食ビルへのコンバージョンや新築物件のマスターリース等により、物件価値の向上を推進してまいりました。

この結果、店舗委託事業は、売上高242億8百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益7億14百万円（同44.6%増）となりました。

ハ. 店舗管理事業

店舗管理事業においては、ビルオーナーのニーズを的確に捉え、資産価値を向上するための各種サービスを積極的に展開してまいりました。また、ビルの管理関連サービスに加え美容・医療のテナントオーナー等、従来の飲食業以外のテナントオーナー向けに物件のサブリースと業務コンサルティングによる収益機会の拡大に取り組みました。

この結果、店舗管理事業は、売上高6億7百万円(前年同期比1.4%減)、営業利益3億33百万円(同6.4%減)となりました。

ニ. フレッシュベーカー事業

フレッシュベーカー事業においては、ご好評いただいている「イモワッサン」「りんご&クリームチーズ」などの発売や、「あんバター」や「まるごとじゃがいもミネストローネ」などのフランスパン商品の充実を実施したほか、アイテム数の充実を図り、お客様に愛されるよう品質向上、販売強化に努めてまいりました。

この結果、フレッシュベーカー事業は、売上高13億6百万円(前年同期比5.3%減)、営業損失39百万円(前連結会計年度は営業損失1億62百万円)となりました。

ホ. その他の事業

物流関連事業においては、物流業界の動向を敏感に察知し、適正コスト、適正物流を常に意識して、原料調達・製造・流通・販売の全てをコントロールするサプライチェーンマネジメントに取り組んでまいりました。また、製造部門では、徹底した衛生管理のもと、営業部門との相互協力により、他社ブランド製品の製造だけでなく自社オリジナル製品の開発にも注力しています。

この結果、その他の事業は、売上高16億27百万円(前年同期比1.7%増)、営業利益35百万円(同21.7%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、11億50百万円であります。その主な内訳としては、当社が9億12百万円(主に建物及び機械装置)、店舗流通ネット(株)が2億25百万円(主に建物及び工具器具備品などの店舗内装設備)となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として3億32百万円の調達を行いました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 38 期 平成28年3月期	第 39 期 平成29年3月期	第 40 期 平成30年3月期	第 41 期 平成31年3月期
売 上 高	48,736	48,060	46,490	45,952
経 常 利 益	1,388	1,291	1,127	1,304
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,397	971	626	919
1株当たり当期純利益(円)	144.37	103.53	66.72	97.94
総 資 産	36,852	36,668	36,379	36,006
純 資 産	19,097	19,667	19,917	20,402
1株当たり純資産額(円)	2,033.80	2,094.75	2,120.35	2,171.85

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
2. コインランドリーサービスにつきましては、従来、「営業外収益」、「販売費及び一般管理費」及び「営業外費用」として表示しておりましたが、当連結会計年度より「売上高」及び「売上原価」に含めて表示することに変更したため、第39期及び第40期については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
(株)鹿兒島食品サービス	10	100.0	不動産売買・賃貸並びに所有・管理・運用
(株)アサヒL&C	30	100.0	食材の保管、配送及び加工、製品化
アルヘイム(株)	89	98.4	フレッシュバーカリーの製造及び販売
店舗流通ネット(株)	100	100.0	飲食店の出退店の総合支援事業

(4) 対処すべき課題

① 食に対する安心、安全への「こだわり」

当社グループは、「食」ビジネスに携わる企業として、食に対する安心、安全への「こだわり」をビジネスの中心に据えております。グループ内に「品質管理」部門を設けるなど、品質管理の徹底を図るとともに日常の店舗での指導などを通して、お客様に対して安心・安全な「食」を継続して提供してまいります。

② 魅力ある商品開発

当社では、お客様のニーズに的確にお応えし、お客様に支持いただけるメニューを提供することが成長の基礎であると考えております。そのため、新メニューの開発のみならず、既存メニューのリニューアル、定番商品の付加価値向上策などを通して、お客様の満足度向上を図ってまいります。

③ 原材料の安定供給

食品衛生問題による鶏肉の輸入停止や台風などの自然災害の発生により畜産物、農産物の需給状況・市場価格が変動することがあります。当社の品質基準を満たす原材料を安定的に調達し、店舗に供給するため、取引先との密な連携を図るとともに、グループ内での食材加工・供給体制確立による生産性向上を進めてまいります。

④ グループ管理体制の強化

当社グループは、「食」に関連する事業を中心に営業活動にまい進しておりますが、急速に変化する事業環境に適時に対応しつつ持続的な成長を維持していくためには、グループ管理体制の強化も重要であり、内部統制の実効性を高め、コーポレートガバナンスの充実を図ることにより、リスク管理の徹底、業務効率化を図ってまいります。

⑤ 人財の確保及び育成

当社グループでは、人財を最も重要な経営資源と位置づけており、優秀な人財の確保及び育成が更なる成長のために必要不可欠であると認識しております。人財獲得競争が激しくなる中で当社グループの将来を担う人財を確保していくため、積極的な採用を進めるとともに、教育・研修を充実し人財の育成を進めてまいります。また、能力主義を重視し社員に持てる能力を発揮するチャンスを与え、組織の活性化を図ってまいります。

⑥ 好立地への出店機会確保

新規出店において、お客様にとって利便性の高い好立地条件の物件を獲得していくことが、収益性を高め安定的な店舗運営を行うために重要な要素であると考えております。このため、グループ全体で物件情報の収集体制を構築・強化するとともに、売上予測などの情報分析精度の向上を図り、慎重かつ迅速な意思決定のもと好立地への出店機会確保に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成31年3月31日現在）

〔持ち帰り弁当事業〕

当社は、作りたてのあたたかいお弁当を持ち帰り方式で販売する「ほっかほっか亭」店舗をフランチャイズチェーンシステムにより、全国で展開しております。加盟店部門では、加盟店に対して弁当の材料である食材・包材などを販売するとともに、加盟店よりロイヤリティその他の営業収入を得ており、直営店部門では、直営店舗で持ち帰り弁当類を一般の消費者に提供しております。

〔店舗委託事業・店舗管理事業〕

店舗流通ネット㈱（連結子会社）は、業務委託型店舗でオーナーとして飲食店を多角的に経営しているほか、開業サポート、店舗管理事業など、飲食に関する総合支援サービスを行っております。

(6) 主要な営業所（平成31年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

大阪本社	大阪市北区鶴野町3番10号
東京本社	東京都港区浜松町二丁目4番1号
札幌事業所	札幌市西区
東北事業所	仙台市宮城野区
関東事業所	東京都港区
群馬事業所	群馬県館林市
東海事業所	名古屋市天白区
北陸事業所	石川県金沢市
近畿事業所	大阪市北区
岡山事業所	岡山市南区
広島事業所	広島市安佐南区
山陰事業所	鳥取県米子市
九州事業所	熊本市東区
鹿児島事業所	鹿児島県鹿児島市

② 主要な子会社

㈱鹿児島食品サービス	鹿児島県鹿児島市荒田一丁目7番16号
㈱アサヒL&C	兵庫県尼崎市西向島町15番6号
アル Heim ㈱	大阪市住之江区西住之江一丁目1番8号
店舗流通ネット㈱	東京都港区浜松町二丁目4番1号

(7) 従業員の状況（平成31年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
389 (1,074) 名	3名増 (42名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
227 (855) 名	8名増 (24名増)	40.2歳	7.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成31年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,555百万円
株式会社三井住友銀行	1,245
株式会社三菱UFJ銀行	1,000
株式会社あおぞら銀行	638
株式会社滋賀銀行	528
株式会社みずほ銀行	225
株式会社紀陽銀行	166

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 33,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,025,032株
- ③ 株主数 6,706名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ラ イ ラ ッ ク	4,012千株	42.69%
株 式 会 社 こ や の	508	5.41
株 式 会 社 麻 生	486	5.17
青 木 達 也	330	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	329	3.51
株 式 会 社 に つ ば ん	210	2.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	188	2.00
日 本 ハ ム 株 式 会 社	109	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	92	0.98
ハークスレイ取引先持株会	86	0.91

(注) 1. 当社は、自己株式を1,627,335株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成27年8月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の名称
株式会社ハークスレイ第4回新株予約権
- ・新株予約権の数
445個
- ・新株予約権の目的となる株式の数
44,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり115,200円（1株あたり1,152円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項
 - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成29年8月25日から令和4年8月24日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 対象者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは使用人または当社子会社の取締役、監査役、もしくは使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当 社 取 締 役 (社外取締役を除く)	30個	3,000株	3名
当 社 監 査 役 (社外監査役を除く)	—	—	—
当 社 社 外 取 締 役	10個	1,000株	1名
当 社 社 外 監 査 役	30個	3,000株	3名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成31年3月31日現在）

役名	氏名	担当
代表取締役会長兼社長	青木達也	
代表取締役副社長	大槻哲也	西日本統括本部 本部長
取締役	澤田忠雄	
取締役	西関善次	
取締役	酒井豊	
取締役	道畑富美	
常勤監査役	森田昌作	
監査役	鬼追明夫	
監査役	鈴鹿良夫	

- (注) 1. 取締役西関善次氏、取締役酒井豊氏、取締役道畑富美氏は、社外取締役であります。また、各氏は㈱東京証券取引所が、一般株主保護のために確保することを義務付けている同取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
2. 常勤監査役森田昌作氏、監査役鬼追明夫氏、監査役鈴鹿良夫氏は、社外監査役であります。また、監査役鈴鹿良夫氏は、㈱東京証券取引所が、一般株主保護のために確保することを義務付けている同取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
3. 当事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
- 代表取締役会長兼社長青木達也氏は、㈱アサヒL&C、㈱アサヒ・トーヨー、アルヘイム㈱、店舗流通ネット㈱、㈱鹿児島食品サービスの代表取締役を兼務しております。
 - 代表取締役副社長大槻哲也氏は、㈱アサヒL&C、店舗流通ネット㈱、㈱鹿児島食品サービスの取締役を兼務しております。
 - 取締役澤田忠雄氏は、㈱アサヒL&Cの代表取締役、アルヘイム㈱、㈱鹿児島食品サービスの取締役を兼務しております。
 - 取締役西関善次氏は、聖光税理士法人の代表社員を兼務しております。
 - 取締役酒井豊氏は、堂島不動産㈱の代表取締役を兼務しております。
 - 取締役道畑富美氏は、㈱Global Product Explorer Japanの代表取締役、Foodbiz-net.comの代表、㈱カサクリエティブネットの取締役を兼務しております。
 - 監査役森田昌作氏は、㈱アサヒL&C、㈱アサヒ・トーヨー、アルヘイム㈱、店舗流通ネット㈱の監査役を兼務しております。
 - 監査役鬼追明夫氏は、弁護士法人なにお共同法律事務所に所属、藤原運輸㈱の非常勤監査役を兼務しております。
 - 監査役鈴鹿良夫氏は、鈴鹿税理士事務所の代表、グンゼ㈱の社外監査役を兼務しております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

イ. 就任

平成30年6月20日開催の第40期定時株主総会において、道畑富美氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

平成30年12月20日付で、取締役澤田忠雄氏は、(株)鹿児島食品サービスの取締役に選任され、就任いたしました。

平成30年12月21日付で、代表取締役会長兼社長青木達也氏は、(株)鹿児島食品サービスの代表取締役に選任され、就任いたしました。

ロ. 異動

平成30年6月20日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、取締役戎井正己氏は任期満了により退任いたしました。

(注) 当事業年度以降の取締役の異動

・平成31年4月1日付で青木達也氏は代表取締役会長兼社長から代表取締役に就任いたしました。

・平成31年4月1日付で大槻哲也氏は代表取締役副社長から代表取締役に就任いたしました。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (社外取締役を除く)	4名	46百万円
監 査 役 (社外監査役を除く)	—	—
社 外 取 締 役	3	7
社 外 監 査 役	3	9
合 計	10	63

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. グループ会社役員兼務の取締役に対するグループ会社からの当事業年度の役員報酬等を加えた取締役への支払総額は80百万円であります。グループ会社役員兼務の社外取締役に對するグループ会社からの当事業年度の役員報酬等はありません。また、グループ会社監査役兼務の社外監査役に對するグループ会社からの当事業年度の監査報酬を加えた社外監査役への支払総額は13百万円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第37期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人給与は含まず、うち社外取締役分は年額50百万円以内)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第28期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び兼職先と当社との関係

1. 取締役西関善次氏は、聖光税理士法人の代表社員であります。
当社は、聖光税理士法人との間に顧問契約を締結しております。
2. 取締役酒井豊氏は、堂島不動産㈱の代表取締役であります。
当社と堂島不動産㈱との間には重要な取引その他の関係はありません。
3. 取締役道畑富美氏は、㈱Global Product Explorer Japanの代表取締役、Foodbiz-net.comの代表、㈱カサクリエィブネットの取締役であります。
当社と㈱Global Product Explorer Japan、Foodbiz-net.com及び㈱カサクリエィブネットとの間には重要な取引その他の関係はありません。
4. 監査役森田昌作氏は、㈱アサヒL&C、アルヘイム㈱、店舗流通ネット㈱、㈱アサヒ・トーヨーの監査役を兼務しております。
当社は、㈱アサヒL&Cとの間に保管・配送業務委託の取引及び資金の借入の取引、アルヘイム㈱との間に資金の貸付、債務保証等の取引、店舗流通ネット㈱との間に債務保証等の取引、㈱アサヒ・トーヨーとの間に食材加工委託の取引があります。
5. 監査役鬼追明夫氏は、弁護士法人なにわ共同法律事務所に所属、藤原運輸㈱の非常勤監査役を兼務しております。
当社と弁護士法人なにわ共同法律事務所及び藤原運輸㈱の間には重要な取引その他の関係はありません。
6. 監査役鈴鹿良夫氏は、鈴鹿税理士事務所の代表であり、グンゼ㈱の社外監査役を兼務しております。
当社と鈴鹿税理士事務所及びグンゼ㈱の間には重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会 （7回開催）
	定時取締役会 （12回開催）	臨時取締役会 （3回開催）	
	出席回数	出席回数	出席回数
取締役 西関善次	12回	3回	—
取締役 酒井 豊	12回	3回	—
取締役 道畑富美	9回	2回	—
常勤監査役 森田昌作	12回	3回	7回
監査役 鬼追明夫	11回	3回	7回
監査役 鈴鹿良夫	12回	3回	7回

・取締役会、監査役会における発言状況

1. 取締役西関善次氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また税理士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
2. 取締役酒井豊氏は、長年にわたる公職での豊富な経験と見識を有しており、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
3. 取締役道畑富美氏は、平成30年6月20日の就任以降の当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回出席しております。同氏は、長年にわたる「食」に関わる事業において豊富な経験と見識を有しており、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
4. 常勤監査役森田昌作氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また金融機関出身者としての専門的見地から、取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
5. 監査役鬼追明夫氏は、主に弁護士としての専門的見地から取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
6. 監査役鈴鹿良夫氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また税理士としての専門的見地から、取締役会・監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外を委託しておりません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたしております。

- ⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

[内部統制システムの基本方針]

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
経営理念や役員職務規程のもと、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令
定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を
発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制
を強化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理・秘密
保持規程、内部者取引防止規程に基づきその保存媒体に応じ遺漏なきよう十
分な注意をもって保存・管理に努めることとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理規程において、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同
規程に沿ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、
危機管理連絡協議会メンバー及び顧問弁護士などを含む外部アドバイザーを
もって迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を
整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に
おいて、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細についての定めに
よるものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。
また、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るとともに、必要に応じて
各担当部署において規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとし
る。

- ⑥ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社及び関連会社（以下「関係会社」といいます）において、当社グループ経営に重大な影響を与える事態が発生した場合またはそのおそれがある場合の対策組織の編成方法を整備し、有事の対応を迅速に行うことで、損害・影響が最小となるよう努めます。
 - (2) 関係会社の経営における自主自立を尊重しつつ、一方で、グループ全体の連帯性の強化も図ることによって、グループ全体の拡大発展が遂げられるよう、関係会社管理規程を定めます。その上で、関係会社運営のための指導にあたります。
 - (3) 関係会社の取締役等の職務執行に係る事項が、随時当社に報告されるよう、関係会社管理規程に基づいて、重要事項について子会社に決裁や報告を求めます。
 - (4) 関係会社の取締役や使用人等が、関係会社における法令・定款違反行為を発見した場合には、社内通報先である当社内部監査室や、社外通報先である弁護士事務所相談・通報できる内部通報制度を設けて運用しております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より求めがあれば、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事し、その者の評価は監査役が行い、任命、解任、人事異動、賃金などの改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項
- 取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求めたり、内部監査室に調査を要請することができるものとする。監査役に法令違反行為などを通報または相談をする報告者が不利な取扱いを受けないよう運用することとする。監査役職務に関する費用請求に対し、明らかにその職務執行に必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担し速やかに前払いまたは償還に応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制推進委員会を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及びグループ各社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

反社会的勢力への対応については、危機管理規程に基づき、管理本部を本件に関し統括を行う部署と定め、情報を一元化し迅速に的確な対応をするとともに、弁護士、警察官と連携し、組織的に対応を行うことができる体制を整備する。

〔内部統制システムの運用状況の概要〕

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、問題点が認識された場合には、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

内部監査部門は、内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、当事業年度の内部監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、内部監査部門は、財務報告に係る内部統制についての内部統制評価手続を併せて実施しております。

グループ会社の管理につきましては、「関係会社管理規程」、「取締役会規程」及び「職務権限規程および決裁手続規程」に基づき、グループ各社から、その業務執行について、当社の取締役会、所管部門に対する報告を受け、決裁を実施しております。

取締役会は当事業年度に15回開催し、重要な意思決定を行うとともに、各取締役の事業計画の遂行状況やその他の業務執行状況の監督を実施しております。

監査役会は当事業年度に7回開催し、各監査役は監査に関する報告を行うとともに活発な議論を行っております。また、監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、代表取締役をはじめとする各取締役、重要な使用人、会計監査人との間で情報交換を行うことで取締役の職務の執行を監督し、内部統制の運用状況の確認を行っております。

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,701	流 動 負 債	6,755
現金及び預金	6,556	買掛金	2,056
受取手形及び売掛金	1,479	短期借入金	716
商品及び製品	658	1年内返済予定の長期借入金	885
原材料及び貯蔵品	104	未払金	935
その他	917	未払法人税等	142
貸倒引当金	△15	未払消費税等	58
固 定 資 産	26,305	賞与引当金	178
有 形 固 定 資 産	17,062	その他	1,783
建物及び構築物	5,148	固 定 負 債	8,849
機械装置及び運搬具	376	長期借入金	3,897
工具、器具及び備品	289	長期預り保証金	4,195
土地	10,942	退職給付に係る負債	32
リース資産	4	資産除去債務	401
建設仮勘定	301	その他	322
無 形 固 定 資 産	574	負 債 合 計	15,604
借地権	458	純 資 産 の 部	
のれん	2	株 主 資 本	20,431
その他	113	資本金	4,036
投資その他の資産	8,669	資本剰余金	3,980
投資有価証券	2,038	利益剰余金	14,712
長期貸付金	13	自己株式	△2,297
敷金及び保証金	5,639	その他の包括利益累計額	△37
繰延税金資産	605	その他有価証券評価差額金	△37
長期未収入金	552	新 株 予 約 権	8
その他	396	非 支 配 株 主 持 分	－
貸倒引当金	△577	純 資 産 合 計	20,402
資 産 合 計	36,006	負 債 純 資 産 合 計	36,006

連結損益計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,952
売上原価	35,568
売上総利益	10,383
販売費及び一般管理費	9,504
営業利益	878
営業外収益	522
受取利息	1
受取配当金	35
受取賃貸料	168
業務委託契約解約益	155
その他の	162
営業外費用	96
支払利息	23
賃貸費用	38
店舗敷金償却	1
業務委託契約解約損	4
その他の	28
経常利益	1,304
特別利益	67
固定資産売却益	24
投資有価証券売却益	1
受取補償金	34
その他の	7
特別損失	369
固定資産除却損	31
減損損失	333
その他の	4
税金等調整前当期純利益	1,002
法人税、住民税及び事業税	281
法人税等調整額	△199
当期純利益	919
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	919

連結株主資本等変動計算書

（平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,036	3,980	14,121	△2,299	19,839
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△328		△328
親会社株主に帰属する 当期純利益			919		919
自己株式の処分		△0		1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	590	1	591
当 期 末 残 高	4,036	3,980	14,712	△2,297	20,431

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	67	67	9	－	19,917
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△328
親会社株主に帰属する 当期純利益					919
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△105	△105	△0		△106
当期変動額合計	△105	△105	△0	－	485
当 期 末 残 高	△37	△37	8	－	20,402

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)鹿児島食品サービス、(株)アサヒL&C、アルヘイム(株)、店舗流通ネット(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 (株)アサヒ・トーヨー、(株)ほっかほっかフーズ

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)鹿児島食品サービス他2社の決算日は2月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品 主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、一部の有形固定資産については、種類別の使用可能期間に基づく耐用年数とする定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～50年

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) ハ. リース資産 | <p>定額法</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> |
| <p>③ 重要な引当金の計上基準</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 貸倒引当金 ロ. 賞与引当金 | <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> |
| <p>④ 重要なヘッジ会計の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. ヘッジ会計の方法 ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ハ. ヘッジ方針 ニ. ヘッジの有効性評価の方法 | <p>金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段…金利通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建長期借入金及び利息</p> <p>金融機関からの借入金の一部について、外貨建借入金の為替変動及び金利変動によるリスクを回避するため、金利通貨スワップを利用しております。</p> <p>金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。</p> |
| <p>⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 消費税等の会計処理 ロ. 売上高の会計処理 ハ. 退職給付に係る負債の計上基準 | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結子会社のうち、1社について、売上原価に含まれている業務委託料等を売上高から控除しない方法（総額表示）によっております。</p> <p>連結子会社のうち、1社について、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> |

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(連結損益計算書)

コインランドリーサービスにつきましては、従来、「営業外収益」、「販売費及び一般管理費」及び「営業外費用」として表示しておりましたが、コインランドリーサービスの展開を開始したことを契機に、その実態をより適切に表示するため、当連結会計年度より「売上高」及び「売上原価」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,855百万円
土地	9,279百万円
計	11,134百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	500百万円
1年内返済予定の長期借入金	751百万円
長期借入金	2,973百万円
計	4,224百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,950百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
㈱ハークスレイ(大阪府)	店舗(41店舗)	建物及び構築物 工具、器具及び備品	256
アルヘイム㈱(大阪府)	店舗・事務所 (2店舗)	建物及び構築物	0
店舗流通ネット㈱(東京都)	店舗(60店舗)	建物及び構築物等	76
合計			333

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、主に店舗を基本単位としてグルーピングを行っており、遊休資産については当該資産単独でグルーピングを行っております。

上記の資産については、投資の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度における減少額を減損損失として特別損失に計上しております。減損損失の主な内訳は、建物及び構築物296百万円、工具、器具及び備品37百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は零としております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	11,025千株	一千株	一千株	11,025千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,636千株	一千株	1千株	1,635千株

(注) 自己株式数の減少は、新株予約権の行使に伴うものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	169百万円	18円	平成30年3月31日	平成30年6月21日
平成30年11月13日 取締役会	普通株式	159	17	平成30年9月30日	平成30年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	169百万円	18円	平成31年3月31日	令和元年6月20日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 81,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に運用目的の株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、管理部門においてグループ全体の財務状況、資金繰りを把握し、健全な事業運営を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての借入金について、為替の変動リスク及び金利の変動リスクを回避するために、金利通貨スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況などを把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社については、グループ全体で資金管理を行うとともに、子会社は同様に流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することなどにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,556	6,556	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,479	1,479	—
(3) 投資有価証券	868	868	—
資産計	8,904	8,904	—
(1) 買掛金	2,056	2,056	—
(2) 短期借入金	716	716	—
(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	4,782	4,791	9
負債計	7,555	7,564	9

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元金金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価格により算定しております。

一部の変動金利による長期借入金は金利通貨スワップの一体処理(振当処理、特例処理)の対象とされており、当該金利通貨スワップと一体として処理された元金金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップの一体処理(振当処理、特例処理)によるものは、ヘッジ対象とされている変動金利外貨建長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
敷金及び保証金 ※1	5,639
長期預り保証金 ※2	4,195
非上場株式等 ※3	1,170

※1 賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※2 賃借物件における賃借人から預託されている長期預り保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であり、その他の預託金等についても、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

※3 非上場株式等については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、(3)「投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用建物（土地を含む。）等を有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度末の時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
8,079	8,475

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額であります。その他の主な物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、期中に新規取得した物件については、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,171円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 97円94銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

金額の表示単位の変更

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,957	流 動 負 債	4,132
現金及び預金	1,941	買掛金	1,735
売掛金	1,059	短期借入金	600
商品及び製品	572	1年内返済予定の長期借入金	588
原材料及び貯蔵品	85	未払金	205
短期貸付金	3	未払費用	518
未収入金	72	未払法人税等	73
未収還付法人税等	107	未払消費税等	36
その他	117	預り金	175
貸倒引当金	△4	前受収益	14
固 定 資 産	13,682	賞与引当金	106
有形固定資産	8,595	その他	78
建築物	3,273	固 定 負 債	3,290
構築物	84	長期借入金	1,383
機械及び装置	339	長期未払金	94
車両運搬具	6	長期預り保証金	1,495
工具、器具及び備品	243	債務保証損失引当金	46
土地	4,644	事業損失引当金	63
リース資産	3	資産除去債務	182
無形固定資産	67	その他	25
商標権	11	負 債 合 計	7,423
ソフトウェア	10	純 資 産 の 部	
リース資産	33	株 主 資 本	10,238
施設利用権	1	資本金	4,036
電話加入権	10	資本剰余金	3,928
投資その他の資産	5,020	資本準備金	878
投資有価証券	913	その他資本剰余金	3,049
関係会社株式	2,751	利 益 剰 余 金	4,563
出資金	3	利益準備金	130
長期貸付金	13	その他利益剰余金	4,432
関係会社長期貸付金	527	別途積立金	2,190
繰延税金資産	172	繰越利益剰余金	2,242
敷金及び保証金	1,080	自 己 株 式	△2,289
その他	171	評価・換算差額等	△30
貸倒引当金	△612	その他有価証券評価差額金	△30
資 産 合 計	17,640	新 株 予 約 権	8
		純 資 産 合 計	10,216
		負 債 純 資 産 合 計	17,640

損 益 計 算 書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	18,397
売 上 原 価	10,706
売 上 総 利 益	7,691
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,532
営 業 利 益	159
営 業 外 収 益	1,133
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	638
受 取 賃 貸 料	224
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	80
事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	48
雑 収 入	138
営 業 外 費 用	299
支 払 利 息	11
賃 貸 費 用	100
店 舗 敷 金 償 却	1
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	167
雑 損 失	20
経 常 利 益	992
特 別 利 益	0
固 定 資 産 売 却 益	0
新 株 予 約 権 戻 入 益	0
特 別 損 失	260
固 定 資 産 除 却 損	4
減 損 損 失	256
税 引 前 当 期 純 利 益	733
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	127
法 人 税 等 調 整 額	99
当 期 純 利 益	505

株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	4,036	878	3,050	3,928	130	2,190	2,065	4,386
当期変動額								
剰余金の配当							△328	△328
当期純利益							505	505
自己株式の処分			△0	△0				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	－	177	177
当期末残高	4,036	878	3,049	3,928	130	2,190	2,242	4,563

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△2,291	10,060	48	48	9	10,117
当期変動額						
剰余金の配当		△328				△328
当期純利益		505				505
自己株式の処分	1	1				1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△78	△78	△0	△79
当期変動額合計	1	178	△78	△78	△0	98
当期末残高	△2,289	10,238	△30	△30	8	10,216

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 商品及び製品、原材料及び貯蔵品 主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 8～50年
- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
- 定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 債務保証損失引当金
- 債務保証に係る損失に備えるため、債務保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しております。
- ④ 事業損失引当金
- 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建長期借入金及び利息 |
| ③ ヘッジ方針 | 金融機関からの借入金の一部について、外貨建借入金の為替変動及び金利変動によるリスクを回避するため、金利通貨スワップを利用しております。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。 |

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |
|-----------|--------------------------------|

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

（損益計算書）

コインランドリーサービスにつきましては、従来、「営業外収益」、「販売費及び一般管理費」及び「営業外費用」として表示しておりましたが、コインランドリーサービスの展開を開始したことを契機に、その実態をより適切に表示するため、当事業年度より「売上高」及び「売上原価」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産		
建	物	1,131百万円
土	地	3,592百万円
	計	4,723百万円
② 担保に係る債務		
短期借入金		500百万円
1年内返済予定の長期借入金		467百万円
長期借入金		790百万円
	計	1,757百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,007百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

店舗流通ネット株式会社	1,814百万円
-------------	----------

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	19百万円
② 長期金銭債権	539百万円
③ 短期金銭債務	205百万円
④ 長期金銭債務	102百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	1,966百万円
売上高	195百万円
仕入高	538百万円
支払手数料その他の営業取引高	1,232百万円
営業取引以外の取引高	122百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	1,627,335株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11百万円
賞与引当金	32百万円
貸倒引当金	188百万円
関係会社株式評価損	2,580百万円
減損損失	327百万円
資産除去債務	55百万円
繰越欠損金	134百万円
債務保証損失引当金	14百万円
事業損失引当金	19百万円
その他有価証券評価差額金	9百万円
その他	27百万円
繰延税金資産小計	3,400百万円
評価性引当額	△3,196百万円
繰延税金資産合計	204百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△32百万円
繰延税金負債合計	△32百万円
繰延税金資産の純額	172百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 所 有 率 (%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	事 業 年 度 末 残 高 (百 万 円)
			役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子 会 社	㈱ ア サ ヒ L & C	100.00	兼 任 4 名	保 管 ・ 配 送 業 務 委 託	物 流 セ ン タ ー の 貸 貸	108	前 受 収 益	9
					物 流 手 数 料	1,198	未 払 費 用	149
					資 金 の 返 済	290	短 期 借 入 金	—
					支 払 利 息	0	—	—
	店 舗 流 通 ネ ッ ト ㈱	100.00	兼 任 3 名	債 務 の 保 証	債 務 の 保 証 (注 2)	1,814	—	—
					保 証 料 の 受 取	10	—	—
	ア ル ヘ イ ム ㈱	98.43	兼 任 3 名	資 金 の 援 助 債 務 の 保 証	資 金 の 貸 付 (注 5)	167	長 期 貸 付 金	527
					受 取 利 息	1	—	—
					債 務 の 保 証 (注 4、6)	46	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には短期借入金・長期貸付金を除いて消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件及びその決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。
 2. 店舗流通ネット㈱の金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであります。
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 4. アルヘイム㈱の金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであります。

同社の債務超過額637百万円と貸倒引当金527百万円の差額110百万円のうち、債務保証残高以内の金額46百万円に対して債務保証損失引当金を計上しております。

なお、保証料は受け取っておりません。

5. アルヘイム㈱に対する長期貸付金527百万円全額について貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において167百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 6. アルヘイム㈱の事業の損失に備えるため、同社に対する債務保証残高を超える金額63百万円に対して事業損失引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,086円23銭
 (2) 1株当たり当期純利益 53円84銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月19日

株式会社ハークスレイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 山本操司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 三戸康嗣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハークスレイの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハークスレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和元年5月19日

株式会社ハークスレイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 山本操司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 三戸康嗣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハークスレイの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年 5月20日

株式会社ハークスレイ監査役会

常勤監査役 森 田 昌 作 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 鬼 追 明 夫 ㊟

社外監査役 鈴 鹿 良 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当の財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は169,158,546円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年6月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役森田昌作氏及び監査役鬼追明夫氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もり た しょう さく 森 田 昌 作 (昭和16年10月7日生)	昭和61年10月 ㈱協和銀行(現㈱りそな銀行) 垂水支店長 平成元年7月 同我孫子道支店長 平成14年6月 昭栄保険サービス㈱常務執行役員大阪支店長 平成15年6月 当社監査役 平成19年6月 ㈱アサヒ・トーヨー監査役(現任) 平成21年5月 ㈱ほっかほっか亭総本部(現㈱ハークスレイ) 監査役 平成21年5月 TRNコーポレーション㈱(現店舗流通ネット㈱) 監査役 平成24年3月 店舗流通ネット㈱監査役(現任) 平成26年6月 当社常勤監査役(現任) 平成26年6月 北欧フードサービス㈱(現アルヘイム㈱) 監査役(現任) 平成26年6月 ㈱アサヒL&C監査役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱アサヒL&C監査役 アルヘイム㈱監査役 店舗流通ネット㈱監査役 ㈱アサヒ・トーヨー監査役	5,700株
2	※ つじ もと けん じ 辻 本 健 二 (昭和22年11月8日生)	昭和45年4月 生産性関西西地方本部(現公益財団法人関西生産性本部) 入局 平成9年5月 同理事 平成13年5月 同専務理事 平成25年6月 公益財団法人関西生産性本部特別顧問(現任) 平成29年6月 レンゴー㈱監査役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人関西生産性本部特別顧問 レンゴー㈱社外監査役	一株

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 森田昌作氏及び辻本健二氏は、社外監査役候補者であります。
4. 森田昌作氏を社外監査役候補者とした理由は、財務及び会計に相当の知見を有しており、また金融機関出身者として専門的見地を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
5. 辻本健二氏を社外監査役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、生産性向上・労使関係等に関する深い知識と経験を有しており、それらを当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
6. 森田昌作氏の当社監査役在任期間は本総会の終結の時をもって16年であります。
7. 当社は森田昌作氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する額といたします。森田昌作氏の再任が承認された場合は、当社との間で当該契約を継続する予定であります。また、辻本健二氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は辻本健二氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
よね や じゅん いち 米 家 潤 一 (昭和31年7月10日生)	平成8年8月 当社入社 平成15年4月 当社岡山事業部部長代行 平成17年8月 当社業務推進室室長 平成18年6月 当社内部監査室室長(現任)	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米家潤一氏は補欠の社外監査役以外の監査役候補者であります。
3. 米家潤一氏を補欠の監査役候補者とした理由は、同氏は当社の内部監査室室長として当社の業務に精通し、就任した場合にはその知識、経験を監査役としての監査に反映していただけると期待したためであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が協立監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の変更により新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の当社との利害関係の有無、職業的専門家としての専門能力、審査体制及び独立性の保持を含む品質管理、監査報酬等を総合的に検討を行い、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成31年3月31日現在)

名 称	協立監査法人		
事 務 所	主たる事務所	大阪市中央区瓦町三丁目4番8号 アサヒビル6F	
	その他の事務所	東京都豊島区北大塚2丁目24-5-301	
沿 革	昭和25年8月	公認会計士浜本貞芳が公認会計士浜本貞芳事務所を滋賀県大津市にて設立	
	昭和40年7月	同事務所の職員であった大矢正和、稲葉竜夫及び坪田亘義の3名が公認会計士大矢・稲葉・坪田共同事務所を設立。故浜本貞芳の業務を継承	
	昭和40年11月	事務所を大阪市西区に移転	
	昭和44年4月	事務所名を公認会計士大矢共同事務所に変更	
	昭和49年4月	事務所を大阪市南区に移転	
	昭和50年4月	協立監査法人を設立。公認会計士大矢・稲葉・坪田・三沢・串畑が上記事務所を継承	
	昭和60年10月 平成元年2月	事務所を大阪市東区に移転 住居表示の実施により大阪市中央区に変更され、現在に至る	
平成16年1月	従たる事務所として東京事務所を設置。 代表社員朝田潔が東京事務所長に就任		
概 要	資本金	24百万円	
	構成人員	社員 (公認会計士)	7名
		職員 (公認会計士)	10名
		(会計士補)	1名
		(その他の職員)	3名
合計	21名		
関与会社	37社		

(注) 協立監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額といたします。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、協立監査法人が善意でかつ重大な過失が無い場合に限られております。

第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額決定及び取締役等に対するストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に対する新株予約権の発行は、会社法第361条第1項に規定される報酬等に該当いたします。当社の取締役の報酬額は平成27年6月23日開催の第37期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）（使用人としての給与は含まず。）とする旨ご承認をいただいております。今般、当社の取締役の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる連結企業価値の向上を図ることを目的として、当該報酬額とは別枠として、ストックオプション報酬額を、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、同様。）については年額100百万円以内（使用人としての給与は含まず。）とすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）です。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び使用人に対しては業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を実施するため、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び使用人

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は128,000株を上限とする。また、新株予約権1個あたりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、割当日後に、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に、当社が、合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,280個を上限とする（このうち、当社取締役が付与する新株予約権は180個を上限とする。）。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
- 割当日の翌日から2年を経過した日より3年間とする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日を最終日とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役もしくは使用人の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、当社の使用人を定年退職または会社都合による退職、その他正当な理由がある場合はこの限りでない。
 - ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件
- 以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が当社株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、前記（2）「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、前記（５）「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められる行使価額を調整して得られる再編成後の払込金額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使できる期間
前記（６）「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（６）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により再編成対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記（１０）「新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会（再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
前記（８）「新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

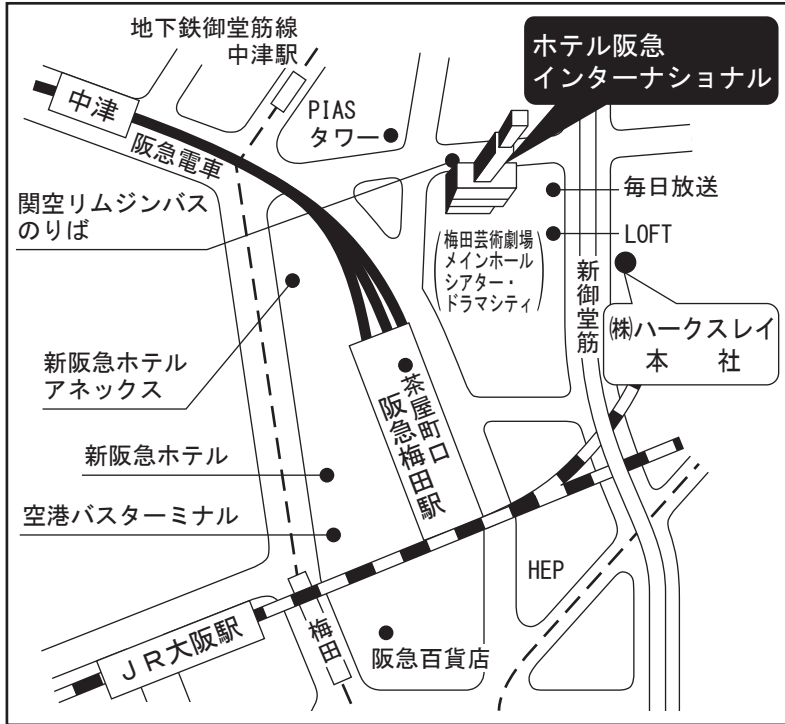
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

(会 場) 大阪市北区茶屋町19番19号
ホテル阪急インターナショナル
4階 紫苑の間



交通機関 ◎阪急梅田駅茶屋町口より 徒歩3分

◎JR大阪駅より 徒歩8分